

< 第6章 全国一元的な情報提供体制 >

高等教育機関における障害学生支援の取組は各大学などにおいてそれぞれ進められてきたが、必ずしも標準化されておらず、多くの大学などでは障害学生の支援に関する十分な知識や理解、具体的な方策などを持ち合わせていない状況にある中、日本学生支援機構が高等教育機関における障害のある学生の支援に関する調査研究などの業務を担い、以下の事業の実施を通じて全国一律に情報を提供することにより、障害学生支援の充実を図っている。

1. 日本学生支援機構による障害学生修学支援に関する情報の提供

日本学生支援機構は以下の(1)～(3)のとおり、出版物、ホームページ、研修会などで幅広く情報を提供している。

※日本学生支援機構(障害学生修学支援情報)ホームページアドレス

http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html

(1) ガイド、事例集など

日本学生支援機構は、以下の冊子などを出版している。

(i) 『教職員のための障害学生修学支援ガイド』

高等教育における障害学生支援の基本的な考え方を始めに、まず各種障害に共通である学内支援体制、組織フローチャートなど、次に障害種別に専門的観点からの理解、支援の場面、支援例まで、幅広く掲載している。

(ii) 『障害学生支援についての教職員研修プログラム』

各大学などにおける教職員研修の実情などを踏まえ、障害のある学生の受け入れ・支援体制の整備・充実を促進することを目指して作成された教職員研修用のプログラム(DVD及びPowerPoint)である。

研修の時間や目的に合わせ、章や項目を選択して使うことができるのが特徴であり、高大連携のページでは、高校・特別支援学校の歴史と現状及び高大連携の現状を掲載している。

(iii) 『障害学生修学支援事例集』

障害学生支援の様々な場面・困難事例と、その対応策や取組内容、今後の課題などについて、非常に多くのケースを掲載している。

対応策や取組内容が具体的で、類似ケースへの対応の際に参考となる。

(iv) その他

上述(i)～(iii)の他にも、『聴覚障害学生支援の実践事例集』などの出版物がある。(詳細は機構ホームページ参照)

(2) 研修会など

日本学生支援機構は、以下の研修会などを主催しており、その内容については報告書にて紹介している。(詳細は機構ホームページ参照)

(i) 『障害学生修学支援教職員研修会』

障害学生支援に必要な障害者施策や関係法制度、障害理解、障害学生に関する支援業務などの基本的な知識やスキルを習得することにより、教職員の能力の向

上及び障害学生支援の充実に役立つことを目的とした研修を行なっている。

(ii) 『障害学生修学支援事例研究会』

障害学生修学支援における課題について専門的な見地から情報を提供し、また、課題をテーマ別に分け、そのテーマ毎に各大学などの担当者が情報交換を行ない、課題の解決につながるような研究会を行なっている。

(3) 大学、短期大学および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

日本学生支援機構では、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の現況や修学支援に関する基本的事項について明らかにし、修学支援のより一層の充実を図るために、平成 17 年度より毎年実態調査を実施している。

(調査の結果は機構ホームページ参照)

2. 障害学生修学支援ネットワーク事業

日本学生支援機構が事務局となり、積極的な取組を行なっている 9 大学（札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学）を「拠点校」、障害者施策に係る専門的な 3 研究機関など（筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター）を「協力機関」としたネットワークを構築し、それらの連携のもと、様々な事業を行なっている。

(1) 相談事業

障害学生への支援について、一人で悩んでいる大学などの障害学生支援担当者の思いに応えるもので、大学などの教職員からの相談に対して拠点校が取組経験に基づいた相談対応を行なっている。蓄積された相談は Q & A 形式で機構ホームページに掲載し、情報提供の強化につとめている。

(2) 研修事業や理解啓発事業

支援スタッフの養成や質の安定・向上に向けた取組として、拠点校・協力機関が独自に行なう研修事業などを、近隣の大学などにも呼びかけ、日本学生支援機構と共催で開催している。

(3) 研究促進事業

全国的な障害学生支援の質の向上を図るため、より先進的な取組の研究を進め、その成果を全国の大学などに提供している。

3. 日本学生支援機構による「高大連携」に関する情報の提供

(1) 障害のある生徒に対する指導と支援の現状に関する調査の実施

(i) 調査結果概要

全国 47 都道府県及び 17 政令指定都市教育委員会（以下、「全国の教育委員会等」という。）の高等教育担当課及び特別支援教育担当課に対し、アンケート調査もしくは訪問調査を実施し、調査対象 64 件に対し全件からの回答を得た。以下は、全国の教育委員会等が把握している各高等学校及び特別支援学校における障害のある生徒に対する指導と支援の現状についての調査結果概要である。

(i) - 1 障害のある生徒数についての調査・把握状況

調査対象である全国の教育委員会等 64 件のうち、高等学校及び特別支援学校高等部における障害のある（学校教育法施行令第 22 条の 3 に掲げる障害の程度）生徒数を調査・把握しているのは 13 件で、全体の 20.3% に当たる。また、発達障害のある生徒数を調査・把握しているのは 22 件で、全体の 34.4% に当たる。

(i) - 2 障害のある生徒に対する支援について

上記 (i) - 1 で障害のある生徒数及び発達障害のある生徒数を調査・把握していると回答のあった 35 件のうち、具体的な支援方法に関するマニュアルがあると回答したのは 6 件（17.1%）であった。独自のマニュアルを持たないところでは、高等学校からの問い合わせに対して、既存のマニュアルを紹介する、特別支援学校の協力を求めるなどの対応が行われている。

(i) - 3 進路指導について

上記 (i) - 1 で障害のある生徒数及び発達障害のある生徒数を調査・把握していると回答のあった 35 件のうち、障害のある生徒の大学等への進学数について調査・把握しているのは 6 件（17.1%）であった。

(i) - 4 高等学校（特別支援学校高等部を含む）と大学等との違いについて

全国の教育委員会等 64 件のうち、大学等において行われている障害のある学生に対する支援に関する教員の理解度についての質問に対し、「ほとんど理解していないと思う」、「理解は十分ではないと思う」と回答したのは、高等学校教員については 55 件（85.9%）、特別支援学校教員については 36 件（56.3%）となっており、高等学校及び特別支援学校の教員の、大学等において行われている障害のある学生に対する支援への理解は十分ではないとの結果であった。

また、オープンキャンパスへの参加等、大学等で学ぶことに伴う困難をあらかじめ把握するような指導が行われていると回答があったのは、高等学校教員については 34 件（53.1%）、特別支援学校教員については 25 件（39.1%）であった。

(ii) 障害のある生徒に対する支援の取組について

訪問調査においては、各教育委員会等の特別支援教育に関する取組について、下記のとおり聴取できた。

(ii) - 1 研修について

- 特別支援教育コーディネーター研修会を年に 2 日間開催。教育再生会議委員・教育ジャーナリストの講演（特別支援教育とは何かについて、非行学生と発達障害との関係を踏まえながら、生徒指導上の課題の背景からの講演。）
- 初任研修、10 年研修に特別支援教育のコマを設け、管理職研修では、小・中・高の全員を対象として講義を設けている。
- 在籍している生徒の障害種別に応じた研修と、発達障害について教育委員会の者が県内の高校を巡回している研修の 2 パターンを実施している。

(ii) - 2 支援体制について

- 医師、臨床心理士、コーディネーターによるチームが小・中・高からの要請に基づき巡回し、生徒の実態に合わせたサポートを実施。現場の教員だけで悩まないような体制を組織している。

- 点字やノートテイクなどのニーズがあった場合、最寄の自治体の住民サービスにボランティア等の派遣を依頼している。

(ii) - 3 マニュアルについて

- 特別支援教育課が、発達障害のある生徒の支援のためのパンフレット（CD/DVD 形式）を作成し、特別支援学校だけでなく高等学校でも活用している。個別の支援計画や指導計画の幼稚園から高校までの様式例も全部入れている。

(ii) - 4 特別支援学校のセンター的機能について

- パートナー・ティーチャー派遣事業（要請のあった幼・小・中・高校に特別支援学校の先生を派遣し、障害のある生徒を担当する教員に対して指導の仕方などについて助言を行う。）
- 特別支援学校が提供できる小冊子、指導方法のマニュアルを提示している。相談があった場合は様々な文献から必要に応じて相談事例を探して提供している。

(2) シンポジウムの開催

障害のある学生に対する進学促進・支援のための具体的な高大連携のあり方について、ケース毎にどのようなサポートが必要とされるのか等、必要とされる情報の提供や効果的な取組の普及に努め、大学等における障害のある学生の受入促進、支援を図ることを目的として、障害学生支援に関し積極的な取組を進めている大学で行なった関連調査の結果を用いたシンポジウムを、高等教育機関の障害学生受入担当の教職員及び高等学校、特別支援学校の教職員を対象に日本学生支援機構が主催で実施した。

シンポジウムの前半では、宮城教育大学、筑波大学、東京大学、富山大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学が実施した障害学生受入促進に係る調査研究の成果を説明し、後半では、それらの調査研究成果に基づき、「障害学生支援における今後の高大連携のあり方」をテーマに意見交換を行なった。